

2026年度 学校いじめ防止基本方針



つくば市立秀峰筑波義務教育学校

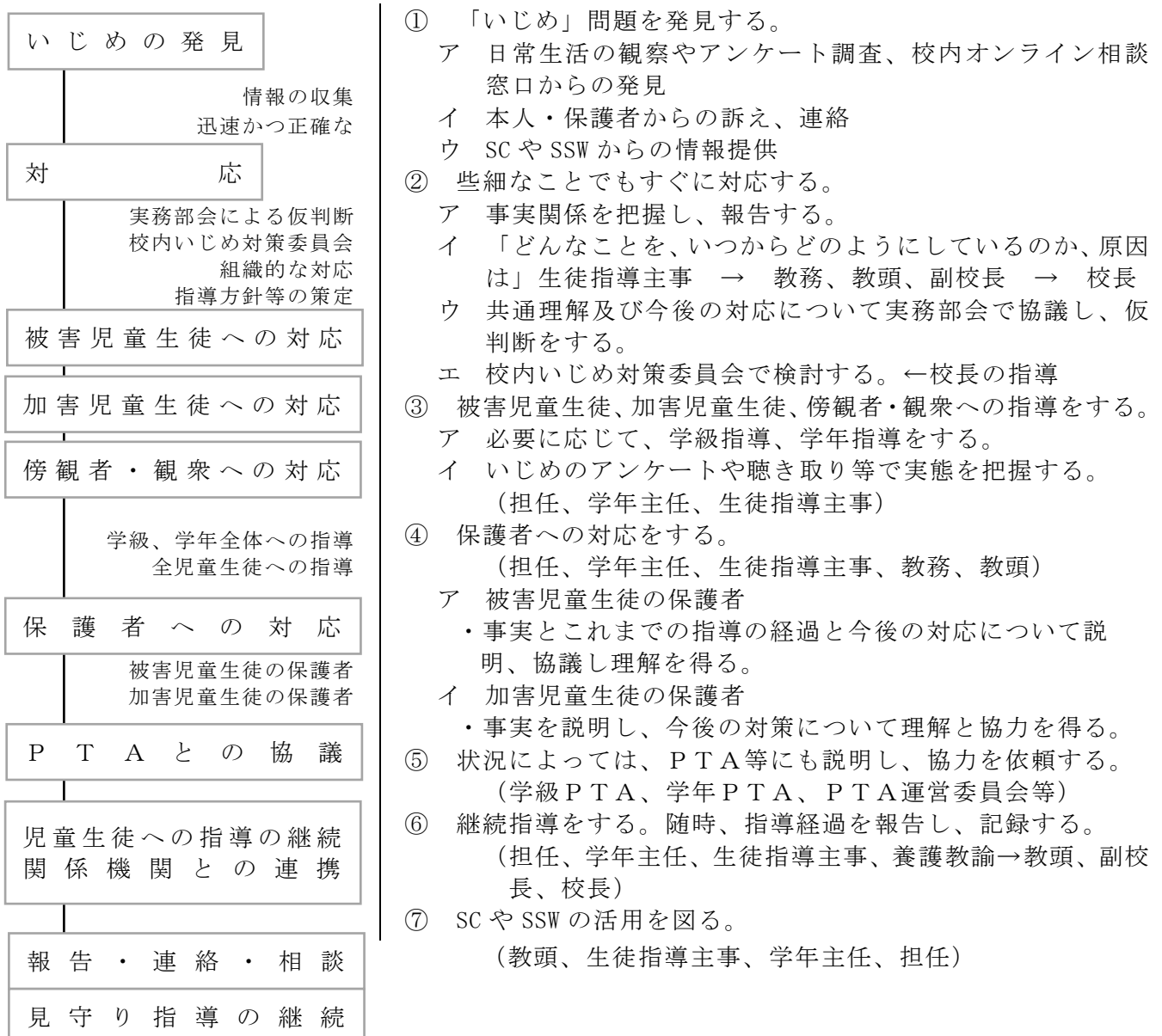
いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法総則より H25/9/28）

いじめの対応についての基本的認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

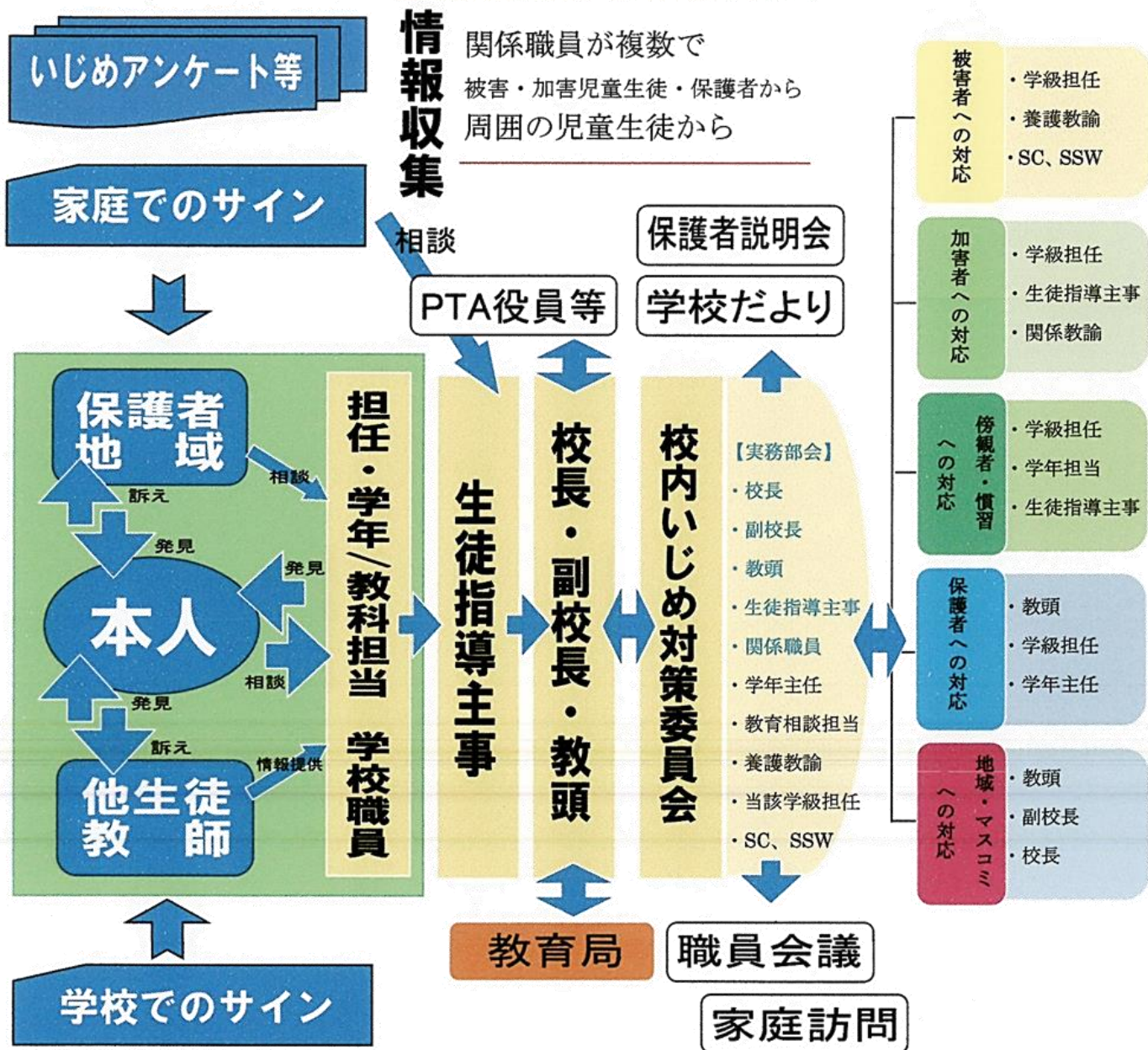


いじめの対応(全体図)

早期発見・早期対応

組織的な対応

継続的な指導・見守り



関係機関との連携

- 警察
- つくば市(教育局学び推進課・こども未来課)
- 児童相談所
- 地域(民生委員児童委員、青少年相談員)

重大事態への対処

いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- | | | |
|-----------|-------------|----------|
| 1 発生報告 | 2 実態把握 | 3 被害者保護 |
| 4 加害者対応 | 5 調査結果報告 | 6 市長への報告 |
| 7 解消と再発防止 | 8 同種事案の発生防止 | |

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれをみすごすことがないよう、また、いじめはいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの子供にも起こりうるものであり、また、いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- ② 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童生徒と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- ③ いじめの未然防止には、児童生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ④ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- ⑤ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該児童生徒に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。

(3) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 家庭や地域、関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

(4) 「校内いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を平時から実効的に行うため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を設置する。

- ① 委員会は次の者で構成する。
校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事案に関わる担当職員、SC、SSW、学校生活相談員
- ② 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
- ③ 委員会は校長が招集する。
- ④ 委員会は次に上げる事務を所掌する。
 - ア 学園・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること
 - イ いじめの未然防止や早期発見に関すること
 - ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること
 - エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
 - オ いじめの相談窓口として相談を受けること
 - カ 教職員研修の企画、立案に関すること
 - キ 児童生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること

- ⑤ 校長は委員会を総括し、委員会を代表する。
- ⑥ 委員会は次の区分で招集する。
月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があつた場合、その都度「臨時会」とし招集する。
- ⑦ その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止のための取組

平時からの備えとして、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン・チェックリスト」（文部科学省令和6年8月改訂）を活用した定期的（各学期）な調査・点検を実施する。また、児童生徒の豊かな心を育成し、心の通い合う人間関係の形成がいじめの防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業、学級活動や道徳

児童生徒が友達と関わりながら、自らの行動を選択し、自己決定力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する力）を高め、いじめに向かわない態度を育成する。

また、意見の相違があっても互いを認め合いながら調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考え行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

ア 授業において、「自己決定」「自己有用感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進め、自己肯定感や自尊感情を高める。

イ 学級での話し合い活動や体験活動等を、児童生徒が主体的に取り組めるように工夫し、児童生徒同士の絆を深めて、かつ社会性を育み、いじめの起こりにくい学級の雰囲気をつくりだす。

ウ 障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

② 児童生徒会活動、学校行事並びに部活動

いじめに向かわない児童生徒を育成するため、児童生徒会活動、学校行事並びに部活動の中で、全ての児童生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童生徒が他から認められる体験を通して、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

イ 学校行事等を児童生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することにより、向上心や協調する態度を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

③ 教育活動全体を通して

全ての教育活動を通して、児童生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例 以下の（ア）～（オ）等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな変化であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童生徒へ個別に声かけや相談等、積極的な関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- イ 朝の会等で、いつもより元気がない。
- ウ 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童生徒とあまり話さない。
- エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- オ 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

④ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見のための取組

教職員は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな変化であってもいじめの可能性を払拭せず、早い段階から児童生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

① 学校生活アンケート等による調査

「学校生活アンケート」「いじめに関するアンケート調査」を年4回（6月、9月、11月、2月）行い、いじめの早期発見に努める。アンケートや調査の集計、分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などには、SC等の専門的な立場からの助言を得る。

② 教育相談体制の充実

担任による面談を定期的（5～6月、11月～12月、2月）に実施する。また、児童生徒が希望したり、相談が必要と思われたりする場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、SC、SSW、学校生活相談員等）でも相談できることを周知するとともに、必要に応じて、SC等から専門的な立場からの助言を得る。

③ 保護者や地域との連携

学校での児童生徒の様子や学校の取組を保護者や地域に発信し、日頃から連携を図ることによって、各家庭や地域において少しでも児童生徒の変化に気付いた場合には、保護者や地域から学校へ相談しやすいよう関係づくりに努める。

④ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用の他、つくば市教育相談センターやいじめ悩み相談対応室、電話やメールによる相談窓口、校内オンライン相談窓口（せんせいあのね、せんせいきいて）など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、随時、「校内いじめ防止対策委員会」を臨時に開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。ただし、学校の初動対応を迅速にするため「校内いじめ防止対策委員会」の下に、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、関係職員で構成する実務部会を置く。なお、この部会は必要に応じて、他の関係する教職員を加えることもできる。

① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけ

では解決が困難な場合、つくば市と連携し、実態把握に努め、解消に向けた対応を図る。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする。一方で、治療的な意図のもと、加害者の心情を聞き、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

3 家庭や地域、関係機関との連携

(1) 家庭や地域

いじめの背景には、学校、家庭、地域社会における様々な要因があることを共通理解し、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。また、日頃より電話連絡や家庭訪問を行うことで家庭との連携を密にし、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。

(2) 関係機関

必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

(3) 学校以外の団体等

児童館や塾、社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(4) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

4 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の基本認識の徹底と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

これまでのいじめ問題への対応策を共有するなど、実践的な内容をもった校内研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向

上を図り、いじめを見逃さない対応の強化に努める。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

5 重大事態への対処

児童生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、また、犯罪とも言うべきいじめ問題については、警察等と積極的に連携を図りながら、事態の解消と再発防止に努める。

◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童生徒の活動	
	対策委員会	校内研修	教育相談等	道徳・学級活動	児童生徒会活動
4	○全体計画の検討	○いじめに対する共通理解	○相談(随時) ○校内オンライン相談窓口の設置、確認、相談(通年)	○学年・学級のルールづくり ○前期組織づくり ○学年・学級の人間関係づくり	
5	月一回実施	○教育相談(面談)についての共通理解 ○情報モラル教育	○面談①	○行事を通じた人間関係づくり ○道徳「いじめの定義について」	○いじめ防止に関する提言(案) ○いじめ防止動画視聴、話し合い(教材:文科省等)
6		○アンケートの分析①	○アンケート①	○話し合い活動「学級の諸問題について」 ○情報モラル教育	
7		○フォーラムに向けて		○いじめ防止動画視聴、話し合い(教材:文科省等) ○学級フォーラム	○いじめ防止フォーラムに向けた計画の作成(学年・学級へ伝達)
8		○教育相談について等(講師:SC)			
9		○学校評価を受けての対策の点検(第1回)	○アンケートの分析②	○アンケート② ○前期相談内容のまとめ	○学年フォーラム
10				○行事を通じた人間関係づくり ○後期組織づくり	○いじめ防止フォーラム(案)
11		○アンケートの分析③	○アンケート③ ○面談②	○話し合い活動「学級の諸問題について」	○いじめ防止フォーラムの振り返り
12				○フォーラムの振り返り	
1				○情報モラル教育	
2	○学校評価を受けての対策の点検(第2回)	○アンケートの分析④	○アンケート④ ○面談③		
3	○次年度計画のまとめ	○評価と次年度への課題	○相談内容のまとめ(引継ぎ)	○年間の振り返りと次年度の目標	○反省と次年度計画